

**第7回川西薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成15年6月26日

川西薩地区法定合併協議会

第7回川西薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年6月26日(木)

開催場所 ホテル太陽パレス(川内市)

開 会 午後2時38分

閉 会 午後4時 7分

出席者

川西薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 会 長 | 森 卓 朗 | | |
| 副会長 | 田 畑 誠 一 | 黒 瀬 一 郎 | 今別府 哲 矢 |
| 委 員 | 岩 切 秀 雄 | 岩 下 早 人 | 田 中 憲 夫 |
| | 今 村 妙 子 | 吉 尾 逸 郎 | 永 徳 親 久 |
| | 神 園 賢太郎 | 淵 脇 紀 子 | 常 田 博 美 |
| | 宮 脇 秀 隆 | 田 島 春 良 | 中 島 増 夫 |
| | 宮 元 泰 子 | 福 元 忠 一 | 山 本 佐 敏 |
| | 石 塚 政 揮 | 上 野 一 誠 | 田 島 忠 志 |
| | 吹 田 紘 男 | 森 園 正 堂 | 鬼 塚 五 志 |
| | 和 田 国 昭 | 北 迫 茂 | 山 元 温 治 |
| | 田 原 八 工 | 今 村 松 男 | 安 田 文 仁 |
| | 村 原 政 和 | 肥 後 耕 作 | 川 畑 禮 二 |
| | 平 林 徳 子 | 塩 田 至 | 平 嶺 道 夫 |
| | 鷺 山 和 平 | 外 園 加 一 | 純 浦 勝 志 |
| | 山 下 廣 江 | 中 能 重 行 | 長 濱 秀 徳 |
| | 大 良 影 夫 | 西 仙 可 | 石 原 弘 子 |
| | 尾 崎 嗣 徳 | 塩 釜 三 郎 | 中 野 捷 |
| | 橋 野 利 邦 | 小 村 庄 昌 | 塩 釜 悦 子 |

以上52名

顧問 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委 員 後 夷 安 男 藏 元 欽一郎

以上2名

まちづくりプロジェクト会議 桑原道男

川西薩地区法定合併協議会事務局

事務局長 田中良二

事務局次長 満園健士郎

事務局員 森園一春

棚町健治

平利朗

堀切良一

古川英利

堀之内孝充

川野眞司

村岡斎哲

上須田敏秋

久米道秋

田代健一

江口洋

橋口堅

井手上和洋

奥平幸己

古川太司

久徳和久

会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 新委員委嘱状交付

4. 副会長選任の報告

5. 議 事

(1) 提案事項

提案第4号 新市まちづくり計画原案について

(2) 報告事項

新市名称公募結果について

社会福祉協議会の合併協議について

事務の進捗状況について

9 専門部会の進捗状況について

(3) その他

次回協議会の開催等について

5. 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは、間もなく会議を開催いたしますが、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず資料1、協議会会次第、資料2、協議会資料、資料3、新市まちづくり計画（原案）、資料4、一部事務組合に係る協議会だよりの抜粋記事でございます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから第7回川西薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。

今日は、梅雨の晴れ間という言葉もございますけれども、燦々と真夏の日を思わせるような素晴らしい天気になりました。うっとうしい雨の日が続いておりただけに、今日は気分も少し爽やかであるようでございます。

今日は、第7回目の川西薩地区法定合併協議会の会議を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、万障繰り合わせ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

早いものでございまして、先般開きました法定協議会から、あっという間に日々が過ぎてまいりました。6月ももう間もなく終わりでございます。本日は、お集まりの皆様方に、これまでの法定協議会の事務事業の状況、あるいはまた、新聞紙上等でいろいろと報道されておりますとおり、法定協内の串木野市さん、あるいはまた、任意協議会まで一緒にやってまいりました、お隣の村の下甕村のことにつきまして、いろいろと報道がなされているわけですが、いずれも私どものこの法定協と、あるいは市町村として身近な問題でありますので、今日はここらあたりについても、後ほど事務局のほうから経過の説明等をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

ご案内のとおり、県下96市町村の中に、法定協が12結成されておりますし、任意協議会も8団体ございます。ほとんどが近く任意協議会等を立ち上げたいということでございまして、数市町村を除きますと、おそらく7月いっぱいぐらいに何らかの形で、それぞれ最後の合併協議に対します対策の協議会が立ち上げられるのではなからうかという状況でございます。

その中であって、一応、任協なり、法定協まで立ち上げましたけれども、いろいろとそれぞれの地域の住民の皆さん方の民意によりまして、いろいろまた、お考えが異なってくる団体もありまして、いろいろ県下各地におきまして、住民投票を行ったり、あるいはまた、調査をやり直したりしている団体も、ご案内のとおり、出ているところでございます。

いずれにいたしましても、合併特例法に基づきます期限が、刻一刻と迫ってまいっておりますので、当法定協といたしましても、事務が滞らないように、何とか合併の期日に間

に合うように、今、事務局を挙げて、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

これまで、5月の中旬に開きました、皆様方からいろいろご提言をいただきました、まちづくりの計画案の提言等につきましても、一応、案がまとまりまして、今日、ご報告を申し上げますが、これらにつきましても、早く、一日も早く、それぞれの市町村の小学校区ごとに説明会を開いて、意見を聞いて、広報広聴活動をしなければならないと想っているところでありますが、後ほど詳しくはご説明を申し上げたいと存ずる次第でございます。

また、国におきましても、第三弾の骨太方針が決まりまして、三位一体の国庫補助削減、地方交付税もカット、税源については国庫補助のカット分の8割ぐらいを税で見るとか、いろんなことを論議しているわけでございますが、いずれにしましても、国を挙げて財政力が非常に弱まっている今日、あまり大きな期待もできないのではなかろうかと。そういう中で、私ども市町村は、知恵を絞って、最小の経費で最大の効果が上がるように、厳しい財政を乗り越えて、まちづくりをして、少しでも市民の皆さん方が、福祉増進に、向上につながるように、施策を展開していかなければならないと考えております。

そういう意味におきまして、この今回の合併につきましても、いろんな意味で、10年かかって、整理できるところは整理しながらしていきますという、また、いいまちづくりができるのではなかろうかと。国に依存するだけではなくて、地方自治の本旨に基づいて、いろいろといいアイデアが出て、この地方のいいまちが出来上がっていくのではなかろうかと、かようにも想っているところでございますので、どうかひとつ委員の皆様方におかれましては、これからもひとつ前向きに、前進あるのみということで、ひとつ新しい新市の誕生に向かって、お話し合いをしていただきますように、お願いを申し上げておきたいと存じます。

それから、6月2日に開きました法定協の第6回目から今日まで、いろいろと動きがございましたが、法定協の副会長をしておりました、川内市の市議会の原口前議長さんも、今回、交代ということで、勇退されましたので、また、後任の副会長さんの選任も、ただいま首長・議長会のほうでいろいろ論議をいたしまして、新しく川内市の市議会議長になりました、今別府哲矢氏を副会長としてご就任いただくように選任をいただいたところでございます。

いろいろと、その他動きもございますけれども、事務局のほうから詳しくご説明を申し上げたいと存じます。

ただ、串木野市の離脱につきまして、串木野市長さんのお考えが変わっておりませんので、やはり当法定協から民意を尊重して離脱をしたいというお考えが、本日まで変わっておりません。これらについて、どういうふうに取り扱っていくかを先ほど協議いたしましたところでございます。

また、下甌の村長さんのほうからも、6月12日に議会と当局との考え方が一本にまとまったので、是非、法定協に参加させていただきたいという申し入れを受けております。

そういう申し入れに対しまして、本日もまた、これをどうするかという取扱いの協議をいたしました。

協議の結果、串木野市の場合は、離脱とそれから加入については、やはり一緒にご審議をいただきたいと、できれば串木野の離脱も一緒に協議をしていただきたいというお気持ちでございますので、このままではどうにも作業も進みませんし、下甌の参加もできませんので、新たに1市4町4村で法定協議会を立ち上げることについて、話し合いがなされたところでございます。

現在の法定協につきましては、串木野市長さんのご了解をいただいて、とりあえず法定協はこのままにして、新しい法定協の立ち上げについても、早速、検討をいたしまして、立ち上げを早くしなければいけないだろうということで、先ほどの会議でまとまったところでございます。

また、串木野市さんが、明日、議会が開かれるようでございますが、串木野市の議会と市長さんのお考えが、方向性が一本にまとまって、もし、この川西薩地区法定合併協議会から離脱しないで、このまま残るということになられた場合は、新しい法定協を立ち上げていても、また早速、協議をして、元に復元する方策等を考えていきたいということで、まとめもいたしたところでございます。

いずれにいたしましても、非常に複雑な事務事業、あるいは議会の議決等、目まぐるしく手続きをしていかなければなりませんので、大変煩雑ではございますが、あくまでも関係の市町村の合意に基づいて、そしていい方向性で、皆が心を合わせ、力を合わせて、一緒にいいまちを作っていくように方策を編み出してまいりたいと考えておりますので、委員各員のひとつご協力、ご支援、ご理解を、さらに賜りますように、お願いを申し上げる次第でございます。

今日はたくさん、いろんな報告をいたしますので、大変でございましょうけれども、どうか最後までひとつ熱心にご審議下さいますことをお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それではここで、新委員のご紹介と委嘱状の交付をさせていただきます。

まず6月11日付で川内市議会議長に就任されました、今別府哲矢委員でございます。

次に6月16日付で川内市議会議長が推薦する議員として就任されました、岩下早人委員でございます。

ここで、新委員に森会長から委嘱状の交付をお願いいたします。

森卓朗会長

では委嘱状をお願いします。

委嘱状、今別府哲矢殿、川内市議会議長。川西薩地区法定合併協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成 15 年 6 月 11 日から川西薩地区法定合併協議会解散日までとします。平成 15 年 6 月 11 日。川西薩地区法定合併協議会会長、森卓朗。よろしくをお願いします。

委嘱状、岩下早人殿、川内市議会市町村合併対策特別委員会委員長。川西薩地区法定合併協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成 15 年 6 月 16 日から川西薩地区法定合併協議会解散日までとします。平成 15 年 6 月 16 日。川西薩地区法定合併協議会会長、森卓朗。よろしくをお願いします。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは、新委員を代表いたしまして、今別府委員にご自席にてごあいさつをお願いいたします。

今別府哲矢委員

ただいまご紹介いただきました、今別府でございます。川内市議会の 6 月の議会構成に伴いまして、岩下早人議員が市町村合併対策特別委員長に、私、今別府が議長に就任いたしましたことになりました。本日、こうして法定協議会の委員として参加させていただきますけれども、素晴らしい新市誕生のために、微力ではございますけれども一生懸命頑張っておりますので、どうぞご指導ご支援をよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それでは続きまして、川西薩地区の法定合併協議会の副会長の選任につきまして、事務局より報告いたします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

資料といたしましては、資料 2 の 6 ページをお願いいたします。

これまで、法定協の副会長として、9 市町村議会の代表として、原口博文川内市議会議長が副会長でございましたが、6 月 11 日付で議長職を辞任されましたので、法定協の副会長職も辞任となりました。

6 ページの中段にございますように、役員につきましては、規約第 6 条によりまして、首長・議長会におきまして、全委員の中から選任することとなっております。

それで、先ほど開催されました首長・議長会議におきまして、9市町村議会の代表ということで、川内市議会議長、今別府哲矢委員が推薦され、承認されましたので、この法定協の副会長と選任されたことを報告申し上げます。

それから合わせまして、会長から少し説明指示のございました、首長・議長会議の状況ということで、簡単に説明いたします。

資料はございませんけれども、下甌加入と串木野市離脱につきましては、6月14日の首長会、6月22日の助役・幹事会、そして本日の首長・議長会で協議されました。

川西薩の法定協の結果といたしましては、残念でございますけど、串木野市の離脱と同時に下甌の加入の同時付議でないと認めないということでございまして、下甌の加入はかないませんでした。

そして、首長・議長会議の中身といたしまして、急ぐべき下甌の法定協加入と合併協議をするために、新しい組織を作るべきだという意見が出されました。そして、現法定協は解散ではなく、いったん休止する形を取りまして、その現法定協の窓口を開けながら、串木野市の1日も早い復帰、残留復元を願うということでございます。

なお、この新しい組織のことにつきましては、6月24日付の文書で、下甌村長から8市町村の首長さん方に、新組織の設置検討と合併の先行協議についてという文書が出されているようでございます。

集約いたしますと、会長と重複いたしますけれども、この法定協は解散でなく、いったん休止に入るとということと、新しい法定協といたしましては、串木野未加入、下甌加入の9市町村の構成になるということ。この新しい組織につきましては、串木野市長さんの同意もいただきました。そして、近く新しい組織につきまして、準備会をやるということが首長・議長会で発言があり、承認されました。以上で説明といたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは、副会長になられました、今別府委員におかれましては、副会長席へのご移動をお願いいたします。

では、ここで副会長になられました、今別府副会長にごあいさつをお願いいたします。

今別府哲矢副会長

ただいま副会長に選任していただきました、今別府でございます。大変この法定協議会そのものが、スケジュール的にも大変逼迫いたしておりますし、また、事務的にも複雑になってきつつあります。森会長を支えながら、微力でございますけれども、一生懸命頑張っておりますので、どうぞ皆様方のご協力、ご支援をお願い申し上げまして、就任にあたりましてのごあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それでは、ここで会議の成立について申し上げます。協議会規約第 10 条の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は 51 名で、半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言いたします。

続きまして、協議会規約の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議事進行をよろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ではしばらく、会の運営上、座長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進行させていただきます。

まず、傍聴者の皆様へ、今、お手元に配布してございます、傍聴の心得をよくお読みいただきまして、静かに傍聴していただくようお願いを申し上げます。

ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては、発言の前に委員名を言ってから発言いただきますようお願い申し上げます。

本日の議題等につきましては、去る 6 月 22 日、開催されました幹事会におきましても、十分協議をされたものでございます。

では早速、協議に入りますが、提案事項、提案第 4 号、新市まちづくり計画案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

説明資料といたしましては、資料 2 の 7 ページに、(1) 提案事項、提案第 4 号ということで、タイトルがございます。抜粋という形で、7 ページから 18 ページまで及んでおります。

それから、別冊の原案資料といたしましては、資料 3 というのが右上に書かれておりますが、新市まちづくり計画の原案という大きな字で書いてございます。これは後ほど班長のほうが説明の中で触れます。

少し経過を口頭で報告申し上げますと、この新市まちづくり計画の策定の経過につきましては、任意協議会の時の住民アンケート、それから去る 5 月 11 日、東郷町で行われました、まちづくりフォーラムの提言を受けまして、各市町村の部課長、係長のプロジェクト会議を経まして、任意協議会から 9 ヶ月間の成果として、本日の提案となっているものでございます。その集約が、現時点の原案、資料 3 でございます。

この部課長級のプロジェクト会議につきましては、座長として桑原道男川内市総務部長

が務めまして、6回に渡る熱心な会議を取りまとめていただきました。

計画の策定の流れといたしましては、この原案につきましては、まちづくり広聴会の資料となるものでございまして、住民の皆様の見解を汲みながら、この原案修正の後、法定協議の本格審議に入ります。その後、県知事との正式協議を経まして、本年12月に計画策定の予定でございます。

この流れにつきましては、他の法定協におきましても、時間をかけながら、住民の見解を汲みながら、策定をされております。

それから、この計画原案の性格といたしまして、合併後の10年後の新市の将来像を示すものでございまして、住民の皆様が、合併の是非、他の枠組みとの将来像の比較検討など、合併の判断材料としていただくものでございます。極めて重要な性格のものでございます。

それでは、資料の内容につきましては、計画班の古川班長のほうが説明いたします。

古川英利計画班長

計画班でございます。

それでは、私のほうの説明は、資料2の8ページからになります。

まず、これからは計画原案の概要について説明させていただき、後ほど資料3の計画書のほうは、その記述方法、読み方、見方について、簡単に説明させていただきたいと思っております。

では、資料2、8ページをお願いいたします。

新市まちづくり計画原案の概要についてであります。四角の2番目でございますように、計画策定の方針といたしましては、2市4町3村の総合計画等を踏まえながら、まちづくりの基本方針を定め、合併年度及びその後の10年間、平成16年度から26年度を計画期間として策定いたしました。

新市の人口といたしましては、平成12年度国勢調査ベースによりますと、129,708人となります。将来人口は124,456人となります。

9ページのほうに移りまして、まちづくりの基本理念、まちづくりを行う際の基本的な姿勢ということですが、これはフォーラムからの提言を参考に、「地域力が奏でる都市力の創出」とし、その目指すべき将来都市像を、「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」といたしました。

9ページの下段になりますが、まちづくりの基本方針として、コミュニティ、保健福祉、教育文化、生活環境、産業振興、社会基盤、市民参画の7つの分野の基本方針を定めました。

10ページをお願いいたします。

新市の都市構造といたしましては、ご覧のとおり、都市ゾーン、田園文化ゾーン、海洋

ゾーンごとの振興方策を定め、交流・連携軸を設定しております。

四角の5番にございます、公共施設の基本的な考え方でございますが、本庁舎につきましては、現在の川内市役所、その他の市役所、町村役場は、各種窓口業務だけではなく、総合的な業務を行う総合支所として、また、合併前の支所・出張所は、出張所として配置いたします。

この他、保健センターなどの類似公共施設については、その呼称、呼び名を新しい市の市民がわかりやすいように統一し、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性向上を図りたいと考えております。

11 ページです。

これらを踏まえ、まちづくりの7つの基本方針に基づき、将来都市像の実現と新市の9地域の速やかな一体化に向けた施策を新市一体化躍動プランとして定め、重点的かつ戦略的に取り組みます。これは7つの基本方針の分野体系を横断した3つのプロジェクトからなります。

まず1つ目が、地域力再生プロジェクトでございます。

(1)の にございますように、従来の地区・小学校区における連絡協議会などの機能を見直し、より充実した横断的な組織体制をめざしました、地区コミュニティ協議会制度を導入いたします。また、地区単位での課題や問題点を話し合いながら、地区振興計画の自主的な策定を促進し、その問題解決のための施策・事業を実施することにより、地区コミュニティ機能の活性化を図ります。

加えて、 にございますように、地区コミュニティ活動への支援強化にも取り組みます。

11 ページの下のほうに、地区と行政の関係イメージ(案)というのがございますが、まず右手の行政という四角囲みの中にございます、本庁の体制といたしまして、コミュニティの担当課を設けます。各支所においても、地域振興担当課、これは地域づくり、あるいは自治活動の支援を担当する課を設けます。現在の中央公民館、関係市町村にございます中央公民館などは、生涯学習センターとして存続させ、生涯学習の担当課を置きます。

左側の地区コミュニティにおきましては、コミュニティセンターを核に、地区コミュニティ協議会を設け、まちづくりの拠点、地区の課題の検討、行政の要望のとりまとめを担っていただきたいと考えております。

その地区コミュニティ協議会でございますが、12 ページをお開き下さい。

協議会の組織イメージの案でございます。

部会を設けて、総会までの体系図を示してございますが、このイメージにある設置される部会は、各地区にある、これまで個別に活動していた各種団体を、より一層一体的に連携させようというものです。なお、具体的に設置する部会とその活動内容は、各地区のコミュニティで協議されるべきものと考えております。

この他、地域力の再生プロジェクトといたしましては、地域を支える人を育てるまちづ

くり、地域文化を大切にすまちづくり、地域医療が充実し健やかで安心して暮らせるまちづくりを考えております。

2つ目のプロジェクト、都市力創造プロジェクトでは、利便性の高い都市づくりとして、定住ネットワークの形成であるとか、国道、県道、市道の整備、コミュニティバス運行事業等の道路・交通ネットワークの形成を考えております。また、地域情報化、行政情報化の推進や、防災無線、防災情報システムの整備推進を考えております。

(2)にありますように、交流拠点を活かしたまちづくりとして、川内駅・串木野駅周辺の整備、インターチェンジ周辺の整備、中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設、港湾機能の強化、公園・緑地・河川空間の整備に取り組みます。

13ページの上のほうにございます、躍動プランでも、特に力を入れたいと考えております、交流活力の創生プロジェクトといたしましては、産業活力を導くまちづくりといたしまして、新市内事業者の利用促進と、新しい流通体系の構築により、新市内で生産されたものを新市内で消費するという、顔の見える地産地消の取り組みを進めます。さらに、個別ブランド、既存の個別ブランドを基に、相乗効果による総合的な新市ブランドを形成し、市民や地場産業の新市に対しての求心力を高めるなどといった、新市経済圏を創り出し、企業の育成・誘致の推進、それから農林水産業の新たな展開、商工業の振興を重点的に取り組みます。

加えて、新市内の連携が盛んなまちづくりとして、スポーツ交流、地域や地区コミュニティ間、あるいは生涯学習活動、小中学校間の交流を推進し、九州新幹線などを活用した交流・体験型観光の推進を図ります。

この他、これまでの各市町村が取り組まれてきた事業をベースに、全ての分野に渡り、四角の7にございますように、基本計画・まちづくり事業計画として、まとめてみました。下のほうにあります、白抜きの にあるのが、具体的な施策、取り組みとなっております。7つの分野ごとに記載してございますが、14ページまでに渡って記載してございます。

それから15ページでございます。

新市における県事業の推進についてでございますが、ここの部分につきましては、県が主体事業の県事業につきましては、現在、調整中ございまして、その主なものを案として示してございます。

16ページをお願いいたします。

財政計画についてであります。まず新市の合併時点での財政力指数は0.45になりました。合併時の収支は、平成17年度で約585億円でございます。なお、計画策定上、合併時点に持ち寄る基金は50億と設定してございます。

その推計方法についてでございますが、歳入においては、地方税は今後の経済成長を見込まず、平成13年度決算ベースを算出し、地方交付税はその制度見直しを想定し、平成15年から26年度で約2割削減する形で試算をさせていただいております。地方債につき

ましては、通常の起債と合併特例債を含めた形で、後年度の収支バランスに影響のない範囲で試算してございます。いずれも合併市町村補助金、合併特例債、それから臨時的経費に対する普通交付税措置、特別交付税措置、県補助金など、国や県の支援制度を含めて推計してございます。特に合併特例債につきましては、この地域は最大標準全体事業費額が550億円設定できますが、これに対しまして、今後の起債償還などを考慮した収支バランスを図るため、本地域では200億円程度しか反映してございません。

それから歳出についてでございます。人件費につきましては、平成17年度時点での職員の数を、退職者不補充等により、15年間で約2割減とすることを想定し、算出しております。普通建設事業は、収支バランスを見ながら、実施すべきまちづくり事業の事業費相当を計上してございますが、ちなみに平成17年度の約116億円に対し、今年度当初の関係市町村の普通建設事業費総額は111億円となっております。まちづくり事業は、継続事業につきましては、厳しい財政状況ながらも、引き続き実施は可能と思われませんが、新規事業につきましては、特に国県補助事業につきましては、国や県の財政状況、三位一体論によります補助金、交付金制度の見直しが不透明な中、全ての新規事業に対して担保できるものとはなっており、今後、事業化に向けた調査と、国や県との調整を図る必要がございます。

それから17ページ目には、参考データといたしまして、産業別就業人口、新市純生産額、それから農業粗生産額、水産業漁獲高、新設着工住宅戸数などの県内での本圏域の占有率を示してございます。

18ページでございます。概要説明の最後になりますが、市町村合併の克服課題から見た、本計画での取り組みをまとめてみました。

その表は、左側から合併に対する懸念、真ん中にその取り組みの内容、具体的に取り組む主な事業という3つの欄がございますが、例えば、市役所・役場が遠くになってしまい、今までより不便になってしまうのではないかとということにつきましては、主な取り組みにございますように、支所を総合支所として設置し、また、防災面からも危機管理センターを整備し、地域情報化の推進に取り組めます。

一方、住民の声が、行政に届きにくくなるのではないかとということにつきましては、地域の声を身近に聞く総合支所機能に加えまして、地区コミュニティ協議会、現在の地区・小学校区でのコミュニティ自治活動によるコミュニティの推進事業、地区振興計画の策定支援事業を行います。

地区振興計画の策定につきましては、その地域の課題や問題点、あるいはその解決のためのやり方について、新市全体として問題の共有化を図ろうということの取り組みでございます。

中心部だけがよくなって周辺部は寂れてしまうのではないかとということにつきましては、道路・交通ネットワークの形成、定住対策や地域情報化を進め、各地域の均等ある発展に

努めるとして、藺牟田瀬戸架橋の建設促進、県道の整備、市道整備、コミュニティバスの運行を考えております。

各地域の歴史・文化・伝統などが失われることにつきましては、これまでの愛郷心、故郷を思う心を培いながら、文化活動の推進、歴史文化の振興、郷土芸能保存伝承、歴史・文化ネットワークを新市全体として一体となって取り組みたいと考えております。

地域が広がり都市としての一体感が薄くなるのではないかということにつきましては、先ほども説明しましたように、新市の総合的なブランドづくりを進め、公共施設や観光地等の案内看板の整備、地域・地区、あるいは青少年活動の交流事業を進めます。さらに、地元企業と地場産業の有効活用、市民の購買・取引に関して新市内の事業者の利用促進を図ります。海の幸と山の幸というような海洋ゾーンの水産物と田園文化ゾーンの農産物を相互に消費するなどの地産地消の推進による産業活性化と一体感の醸成に取り組みます。

次に資料3、原案計画の読み方、記述の方法について、簡単に説明いたします。恐縮ですが、資料の1ページをお開き下さい。

序章というふうになっておりますが、この計画書は、7章と基礎データからなっております。計画の中では、1ページの下の方にありますように、地域・地区のイメージといたしまして、市域を小エリアの自治会区域、中エリアの地区、小学校区・地区のことで、大エリアの地域、現市町村域と設定してございます。

また、2ページにありますように、まちづくりの課題と合併の必要性として、地方分権、(2)に少子・高齢化、めくっていただきまして、3ページの下の方に、地方拠点都市としての将来、4ページに(4)広域行政の4つの面からの現状課題、解決の方向を示してございます。

例えば、広域行政では、5ページのページ中ほどになりますが、広域行政の課題といたしまして、川内市、串木野樋脇、あるいは甌衛生管理組合における一般廃棄物の最終処分場の整備が10年以内に必要になっている。あるいは、国や県からの権限委譲をはじめとする、新たな事務事業の制度化により、一つの自治体では対応が困難な広域化・高度化した行政課題が生じているということにつきまして、一番下のほうにございますが、行政の効率化を進め、質の高いサービスの提供や地域特性を活かした個性ある圏域づくりを推進する必要があるというような方向を示してございます。

26ページをお開き下さい。

第3章、公共施設の基本的な考え方で、先ほど概要で、類似施設についてはその呼び名を市民がわかりやすいように統一したいということを説明しましたが、27ページにその案をつけてございます。

27ページ目の一番上のほう、1、清掃施設につきましては、現在、施設は、クリーンセンター、環境センター、ごみ焼却場というそれぞれの呼び名になっておりますが、合併後はクリーンセンターというふうに統一したらどうか。7番目にありますように、健康保健

増進施設につきましては、保健センター。市民会館、市民文化センター、文化ホールといったホール施設につきましては、文化ホール。28 ページの上のほうにあります中央公民館などについては、生涯学習センター。18 番目にごございます地区公民館、校区公民館、自治公民館、コミュニティセンター、集会所、地区集会所などといった、校区・地区単位の自治施設につきましては、地区コミュニティセンターというふうに統一したいというところでございます。

それから 39 ページをお開き下さい。

まちづくり事業を先ほど説明いたしました、具体的な記載方法といたしまして、39 ページで説明したいと思います。

(1) 生涯学習の推進ということで、四角囲みの表がございます。これが具体的に取り組む施策でございますが、そのうち主な事業というのが、まちづくり事業になります。実際、具体的に取り組む事業の事業名を列挙してございます。その中でアンダーラインがあるのが新規事業でございます。

このうち、生涯学習施設の整備改修事業でありますとか、下のほうにあります運動公園、屋内体育施設の整備事業につきましては、これらも含め、個別に示してございません。逆に 52 ページをお開き下さい。区画整理事業でありますとか、駅周辺事業、集落排水の整備事業等につきましては、地区名を入れているものがございます。地区名を入れているものと、入れてないものがあるということでございます。また、 はそこで初めて出てきた事業、 は再掲、他のところでも記述が出ていますというような意味でございます。括弧囲みの県につきましては、県事業でございます、現在調整中です。あと基礎データが 63 ページ以降に具体的なデータが記述してございます。

以上、計画原案についての説明を終わりたいと思います。

森卓朗会長

ただいま事務局のほうから、新市まちづくり計画原案について説明をいたしました。これから各委員のご意見をいただきたいと存じます。何かご意見ございませんでしょうか。

皆さん方の各まちの新市まちづくり計画の事業が載っておりますでしょうか。いろいろと幹事会、それぞれ担当者の会議等で、全部意見を吸い上げてまとめてあるわけですが、これはたたき台ですから、これから各地区に広聴活動をしてまいります。この資料の 3 を持って、ずっと説明会を開くわけですが、そこでいろいろとご意見をいただいて、また議会のご意見もいただいて、そして新しい新市まちづくり計画が出来上がると。これはあくまでもたたき台でございます。

私のところのは大事なんだけど載ってないなというのものもあるかも知れませんが、またお気づきの時は、その都度、事務局なり役場のほうにご意見を出していただければ、また修正等、そういうものはどんどんやっていかなければならないわけですから、遠慮なく意

見を出して下さい。

何かございませんか。

田中良二事務局長

委員の皆さんからご意見がないようでございますので、事務局の考え方としてご報告申し上げます。

先ほど申し上げましたように、この計画原案につきましては、住民の皆様と職員の総力を挙げまして、現在の9市町村の枠組みの成果として、提案ではございますけれども、枠組みの問題がございまして、報告的なものにならざるを得ません。ただし、決定は12月までかかりますので、枠組みと連動した策定の作業も今後出てくるものと想定しております。

それからこの計画につきましては、前回同様、串木野市のほうから原案についてのまちづくり広聴会を開催されないということでございますので、今後もこの原案では開催はできません。

それから冒頭、会長のごあいさつの中にごございましたように、仮に新しい法定協の設置など、枠組みが変わってきますと、その構成市町村の枠組みに合わせまして、計画の一切を見直す必要がございます。ただし、先進例等によりますと、基本的な考え方、基本的な骨格的な事業につきましては承継する、引き継ぐということで、形式的には一部修正という形で、この計画原案の中身はほとんど踏襲されているようでございます。

以上で説明いたします。

尾崎嗣徳委員

水産業振興の点について、ちょっと触れてみたいと思います。

漁業基盤の整備のみを謳っているようでありますけれども、現在、甕島4村で、水産業改良普及推進協議会というものを、県が主体となって、4村、4つの漁協をもって構成した、水産業振興推進協議会というものが設置されております。これが今度合併になると、行政は1つもなくなるわけです。新市に移さなければならない。それと併せて漁協が1つに合併するわけでありまして、財政的にも負担度が高くなってくると思うんです。

水産業振興の根幹をなす、この水産業振興推進協議会というもののあり方について、もう少し検討してもらいたい。ただ、水産業振興というような字句だけでなく、このあり方は新市がどのように取り扱っていくのか、漁業協同組合がたった1つしか残らないのが、川内、甕島を合わせて漁協は2つしかないと言われておりますね。その1つが川内のほうは出水のほうに1つ入っているというから、もちろんこの我々の仲間には漁協というのは2つしか残らない。2つで本当に漁業振興のあり方というものの、研究あるいはそれに寄せるもの、全く先が見えないところでありまして、市長にはどうしてもこの法定協の中

に、水産業振興を図るといふ大きな枠組みを作っていたいただきたいものであります。終わります。

森卓朗会長

水産振興に対する甑島4村の委員の気持ちを含めて、今、水産振興に関わる対策について、もう少し重点的な記述をするようにと、取り組みをするようにという意見の提案がありました。事務局、何かありますか。

田中良二事務局長

全般的に深いところまでお答えできない面もございますけれども、今後の進め方といたましては、例えばその事業主体が県でございますれば、県の担当課と鹿島の担当者と協議いたしますし、我々法定協のほうは、所管の専門部会のほうが、ただいまのご意見をくみ取りまして、内容を審議していきます。

それから個別の事業のあり方とか、漁協などの公共的団体の取扱いにつきましては、7月以降の提案審議になりますので、ご理解をお願いいたします。

尾崎嗣徳委員

事業の問題でなくて、研究の場所なんです、水産業改良普及推進協議会というものは。今後、甑島の漁業の方向をどう定めていくのか、どうあるべきであるのかということの研究し、一例を挙げれば、藻場の造成はどうすればいいの。県の事業と全く無縁のものであって、甑島独自のもので、これは研究を重ねながら、甑島の漁業の振興を図っていつているという、大きな問題なんです。

だからこれに対する新市の考え方というものも取り入れていただきたいというような願望であります。

森卓朗会長

よくわかりました。それぞれの市町村にいるんな、このことだけはというふうないろんなものがあると思います。今、甑4村の中で水産振興というのは、これはもう一番の、私も内地のほうで、柑橘栽培あるいは水稲栽培が基幹産業であるように、甑の場合は水産が一番の命であります。

そういうものについては、全部一緒に統合して一本のものにするとか、そういう考えというのはないんです。何かこう活かしていかなければならないものについては、将来は統合しなければならぬものもあるかも知れませんが、特色のあるもの、そういうものはやはり活かしていこうという考え方で、新市まちづくり計画、それぞれの地域の特色を出していこうという考え方に立っておりますので、今のご意見等、十分また参酌いたし

まして、担当の専門部会の中でも、今これは原案、たたき台ですから、今おっしゃったご意見も十分考えながら、いい方向性の原案が出来ていくように、案が出来ていくようにしたいと思います。

他にありませんか。

いろいろあると思うんですね。柑橘の栽培のあの所は、例えば金柑とか、あるいは野菜のあれで一番いいような、そういう農業、柑橘類の振興地域というのがありますし、水産振興があるし、また、内陸の工業団地的な所もあります。それぞれ、今、特色のあるまちづくりをみんな進めているわけですから、そういうものは一つの一体の新しいまちができて、そういうのはやっぱりそのまちの中の特色として伸ばしていかなければいけないでしょうからね。それは大事にしないといけないと思います。

中島増夫委員

樋脇町の中島でございます。

私は協議会委員になりましたのは、この前からございまして、その前は、まちづくりフォーラムの委員をさせていただいておりまして、今、この新市まちづくり計画を提案をしていただきまして、大変感慨の深いものを持っております。

各9市町村から5名の委員が出まして、長期間に渡りまして、本当に新しい新市のまちづくりをどうするかということで、真剣な討議を事務局の方やコンサルタントの方々と一緒になって取り組んだ思いが、こうして蘇ってくるわけでございますが、私は、教育文化のほうに参加させてもらいましたが、先ほど説明がありましたけれども、地域力を奏でるといったようなことで、現在の市町村を含めまして、それぞれの地域が持っている伝統とか、文化とか、学校教育とか、そういうものを大事にしていこうといったような、そういう思いがこの計画の中に脈々として流れているように思われるわけでございます。

この新市の協議会で、それぞれの地域の特色とか、また、小さな学校におきましては、それを大事に大事にできておりますので、そういうものも大事にしながらやっていくという、基本的なこの考えを皆さんが了解していただいて、大事にいただければ、本当に素晴らしい新市ができるのではないかと、そういう思いをしております。

緊張しまして、言葉が整いませんけれども、感想の一端を申し上げたいと思います。以上でございます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

この新市まちづくり計画のフォーラム委員をしていただきましたし、いろいろと検討の作業に参加していただいた中島委員の思いを、今、述べていただきました。ありがとうございました。

他にございませんか。

まだいろいろとこの分厚いものを目を通して見なければ、よくわからないという点もありますでしょうから、これは原案でございますし、1日も早くそれぞれの地域で説明会を開いていけるように、段取りを進めてまいりたいと思いますので、またいろいろその現場でもお聞きいただきますし、意見も述べていただけるわけでございますので、よろしく関心を持っていていただきたいと存じます。

では、一応この新市まちづくり計画の原案につきましては、こういうことで進めていってよろしゅうございますでしょうか、お諮りします。

(「意義なし」の声)

異議なしということでございます。一応、原案ということで、これを基にして、これからいろんな説明会、作業部会で取り組んでまいりたいと存じます。ありがとうございました。

では次に、2番目の報告事項でございますが、1番目の新市名称公募結果についてを、小委員会の田中新市名称候補選定小委員会委員長に報告をしていただきたいと存じます。よろしくお願いします。

田中憲夫委員長

新市名称候補選定小委員会の委員長を務めております、川内市の田中でございます。

ただいま会長のほうから、小委員会会議の報告を求められましたので、新市名称候補選定小委員会設置規程第7条の規定に基づきまして、第3回新市名称候補選定小委員会会議のご報告をいたします。

本日午後1時30分から当ホテルで、第3回新市名称候補選定小委員会会議を開催いたしました。会議は小委員会会員18名のうち17名が参加し、協議が行われました。

協議事項は、報告第2号、新市名称公募結果について、協議第6号、今後の取扱いについての2件でございました。

会議の中で、新市名称応募結果につきまして、事務局から最終的には1,598件、680種類の名称が寄せられた旨の集計結果の報告を受けました。

委員の中から、他市例と比べて応募数が少なかったのは、枠組みがはっきりしていなかったのが原因ではないかなどの意見が出されました。また、今後の新市名称の取扱いにつきましては、枠組みとの関係が非常に強く、枠組みが決まらないのに名前をつけること自体が無理であるという意見が大半でありました。

今後の取り組みにつきまして、協議会のほうで協議していただき、指示を仰ぐということで意見がまとまりました。

なお、本日の報告事項、新市名称公募結果の詳細につきましては、事務局長にお願いするということで、第3回新市名称候補選定小委員会の報告とさせていただきます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

では引き続き、事務局長のほうから説明をお願いします。

田中良二事務局長

資料2の19ページをお願いします。

(2)の報告事項で、田中委員長に引き続きまして、ご説明申し上げます。

左のほうに応募数の一覧表がございますが、委員長報告のとおり、応募総数は1,598件でございます。これまで他市例としてご紹介してまいりました、5千点から1万点前後、それに比べますと少ないというのが実態でございます。

有効件数が1,449件、無効件数が149件でございます。これは命名の理由を記載していないとか、そのようなことが無効の理由のようでございます。

それから応募方法別では、ご覧のとおり、応募用紙のほうは228件、官製はがきが210件、真ん中ほどのホームページが892件で、全体の55.8%、半分以上がこのインターネット等のホームページによる応募でございます。

それから応募名称の種類につきましては、委員長報告のとおり、680件でございます。

地区別の応募件数につきましては、右の箱でございますけれども、この川西薩地区につきまして704件、あとは明細になりますけど、川内市から鹿島村までの9市町村が各々ご覧のとおり地区別の応募状況でございます。そして鹿児島県、川西薩地区を除く分が44件、他の都道府県から850件でございます。これにつきましても他県からの応募が53%ということで、半分以上が地元以上に占めているという実態でございます。

見方を変えますと、他の都道府県からインターネット等でホームページ公募ということで、このような現況でございます。

今後の取扱いにつきましては、委員長の報告にございましたが、枠組みの関係がございますので、枠組みにつきましては法定協の決定に委ねることになります。

仮に、冒頭の会長のごあいさつにもございましたように、この法定協が休止の場合になりますと、この応募いただきました1,598件の取扱いについての申し合わせが、この協議会として、後日、協議が必要になります。

それから仮に、新しい法定協が設置されますと、この法定協とは別組織になりますけれども、ここに記載されております、これまでの応募作品の取扱いをどうするか、あるいは再公募等の検討をするのか、このような別途の課題が出てまいります。

補足の説明としては以上でございます。終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま田中委員長並びに田中事務局長のほうから、新市名称公募結果について、説明をいたしました。何かご意見がございませんか。

故郷を思って、遠く関西方面とか、あるいは関東方面とか、北九州方面とか、そういう所からも、おらが村の名前を残して欲しいというようなことで、いろいろいい名前の案が出てきているのではないかと思いますけれども、名前を今使うなということに、今の現在の市町村名は使わないよという申し合わせでやっていますので、どんな名前になりますか、今のところ枠組みがはっきりしないので、公開もできませんし、取扱いがひとつ難渋しているところです。

何かございませんか。枠組みによって、またこれらの問題については、それぞれご検討をいただかなければいけない課題でございますので、今のところこういう状況であるということで、一応、承知していただきたいと思います。と存じます。

では次に、2番目の社会福祉協議会の合併協議についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

棚町健治調整第1班長

調整班です。20ページから21ページをお願いいたします。

社会福祉協議会の協議状況について、ご報告申し上げます。

社会福祉協議会におきましては、社会福祉法の規定によりまして、市町村に1つという定めがございます。これに基づきまして、法的にも統合に向けた取り組みが求められております。

協議経過でございますけれども、平成14年12月18日に事務局長連絡会議が開催され、下甕村を含めた2市4町4村で川西薩地区社会福祉協議会を構成し、合併協議を進めることが確認されております。

その後、法定協の枠組みに従いまして、平成15年3月、下甕村を除いた2市4町3村の社会福祉協議会の理事会・評議委員会におきまして、川西薩地区社協合併協議会の設置が議決されておりますけれども、枠組みが確定していないということから、社協合併協議会を開催することができず、現在は事務局長連絡会議で対応しているということでございます。

なお、この事務局長連絡会議は、ご覧のとおり1月に1回のペースで開催されておりますけれども、これまでに社協合併協議会の規約等の策定、各種事務事業の洗い出しと調整協議、新市における社協の組織機構等々について、調整・協議等がなされているようになります。

今後の予定といたしましては、法定協の枠組みが決定次第、社協合併協議会を開催しまして、議案などの提案・審議等を行う予定であると聞いております。

以上で簡単ではありますが、ご報告を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま社会福祉協議会の合併協議についての現状を説明いたしました。何かこの件につきまして、ご質問ご意見はございませんでしょうか。

法律に基づいて、社会福祉協議会も1本にまとまらなければいけないということになっていますが、今一つ枠組みの関係で、正式な会議がどんどん進められないと、こういう状況のようであります。

特別にないようでございます。一応、現況の報告をさせていただきました。ありがとうございました。

次に事務の進捗状況についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

森園一春総務広報班長

22 ページをお開き下さい。ここから各班のほうで説明をさせていただきます。22 ページでございます。事務の進捗状況についてでございます。まず総務広報班から説明をいたします。

まず協議会だよりでございますけれども、前回の第6回協議会の分でございますけれども、6月30日、今月末発送予定でございます。第7号、今回の分でございますけれども、7月末発送予定でございます。

ホームページにつきましては、6月24日現在でトップページへのアクセスが29,222件、ホームページ全体の総アクセス件数が120,168件でございます。あと子供向けホームページのアクセスが1,860件でございます。

議事録作成につきましては、前回の第6回議事録につきましては、6月19日発送しております。今回の分につきましては、7月中旬発送予定でございます。

奥平幸己調整第2班長

続きまして、調整2班、奥平でございます。

事務事業の一元化関係につきまして、報告をさせていただきます。

議長、関連がございますので、次の4番の9専門部会進捗状況まで、併せてご報告をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

森卓朗会長

4番目の9専門部会の進捗状況につきまして、併せてひとつ説明をお願いします。

奥平幸己調整第2班長

それでは、資料22ページをお開き下さい。1番下の枠のところになります。

事務事業の一元化調整につきましては、3月から継続して、現在、調整作業を行っております。6月20日までの6月中に、専門部会延べ10回、分科会9回を開催しております。これを法定協議会から現在までの開催にいたしますと、専門部会で延べ51回、分科会で延べ254回、合計300回を超える開催をしてきております。

これらの協議の成果といたしまして、今後の予定のところに書いてございますように、これから協定項目の提案が始まることとなります。提案の順番といたしましては、住民生活に影響のあるものなどを先に提案していくこととしておりまして、7月10日には、使用料、手数料等の取扱い、公共的団体等の取扱い、上・下水道事業の取扱いについて、提案をさせていただくことにしております。

次に24ページをお開き下さい。

ここでは9専門部会の進捗状況を記載してございます。各専門部会とも6月中に調整方針案を出すということを目標に取り組んでおりまして、ほぼ調整方針案の協議は終了をするところでございます。

今後、協議会に提案する議案の調整、それとより具体的な事務事業の調整作業に入る必要があり、関係機関との調整や実務上の調整に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、産業経済部会というところがございませうけれども、この農業委員会分科会が所管しております農業委員会委員の特例の取扱いにつきましては、これまで農業委員会局長会、農業委員会の会長と局長会の勉強会を開催し、協議を進めております。今後、各市町村の農業委員会の会長さん、局長で構成する仮称会長・局長会で検討・協議を進めていくこととしております。

それから一番下の欄にございます議会・監査部会の議会分科会が所管しております議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、今後、特例の関連項目の協議につきまして、関係市町村の議会議長等で構成します仮称議長会で検討・協議をしていくこととしております。

以上、事務の進捗状況について、説明を終わります。あと一部事務組合等の取扱いについて、局長のほうから説明申し上げます。

田中良二事務局長

事務進捗の最後のほうになりますが、資料2の23ページをお開き下さい。

法定協の中でも活発に質問のございます、一部事務組合の協議状況につきまして、ご報告申し上げます。

それから資料といたしましては、一番最後のところに資料4といたしまして、A3の大きな紙で、右上のほうに資料4、一部事務組合と書きました、1枚紙の折り込みがございますので、同時にご参照下さい。

それでは、まず 23 ページの資料 2 のほうからご説明いたします。

これまでの主な協議経過でございますが、23 ページの左上にございますように、4 月 25 日、川内市におきまして、法定協 3 地区、川西薩、薩摩東部、日置の事務局の意見交換会を行いました。

協議事項といたしましては、全体的な協議スケジュール、合併スケジュール、それから一部事務組合の現況、それから調整の考え方の意見交換をいたしました。

確認事項といたしましては、関係一部事務組合の会議を実施するというので、これにつきましては、その下の 5 月 28 日に開催いたしました。

それからスケジュールの一番早い日置地区に合わせて協議を進める必要があるということで認識が一致しまして、すでに日置地区におきましては、去る 6 月 18 日に一部事務組合の提案の一部が提案されております。

それから 3 点目にございますように、一部事務組合につきましては、構成市町村、一部事務組合、法定協間での協議が必要でございますが、前回は説明をいたしましたが、いわゆる三重構造での協議と合意が必要でございます。

それから県庁のほうに県内法定協の事務局長会議の調整をお願いいたしましたが、これにつきましては県のお取り計らいで、去る 6 月 9 日に鹿児島県内 12 法定協の事務局の意見交換会を開催できました。

それから 5 月 28 日、川内市におきまして、ただいま申し上げました 3 つの法定協の共催によりまして、一部事務組合の事務局長、消防長、所長など、15 団体約 40 名が参集いたしました。意見交換を行っております。

協議事項といたしましては、法定協の概要及びスケジュール確認をいたしました。

それから特に業務別の会議でございますが、この業務につきましては、後ほども説明いたしますけど、消防、介護保険、ごみ処理、し尿処理、火葬場、このような 5 つの区分で、各々現時点での事務レベルの意見交換をいたしました。

それから確認事項にございますけれども、まず組合の構成市町村内の協議を進めるということ、6 月中を目処に協議を進めるということで確認しております。

それから今週になりましたけれども 6 月 23 日、宮之城町にございます薩摩東部の法定協の事務局を訪問いたしまして、我が川西薩地区と薩摩東部地区の事務局長・次長の協議を実施いたしました。

協議事項につきましては、解散の考え方についてでございますが、これにつきましては、薩摩郡東部衛生処理組合の管理者から示されております、一部事務組合の解散ということの解釈、文言の調整をいたしました。

右にございますように、確認事項といたしましては、通常、一部事務組合は合併の前日をもって離脱、解散の手続きとなるわけですが、本地区が 10 月 12 日でございますので、前日の来年 10 月 11 日は、例えば薩摩東部の衛生組合につきましては解散ではなく、入来

町と祁答院町の脱退の手続きであるということが確認いたしました。

それからここは法定協同様、非常に重要なところでございますが、一部事務組合からの組織脱退、財産処分等につきましては、構成市町村の全ての議会の可決が必要でございます。法的に一自治体の考え方、あるいは一管理者の考え方で決定できる性格のものではございません。

それから非常に法的にも煩雑でございますので、県のご指導をいただきながら、法的な解釈につきましては、双方お互いに知識、資料の交換を行うことで合意いたしました。

それから右下の箱でございますように、これから関係市町村の助役会議、法定協の幹事長会議、法定協の会長会議、一部事務組合の管理者会議など、段階を踏みながら協議をすることで合意いたしました。住民サービスのあり方や新市、新町の負担のあり方について、比較検討を続けるものでございます。

それでは先ほど申し上げました、大きな紙の資料4の一部事務組合の資料を説明いたします。

本件につきましては、この一番資料の下に書いてございますように、協議会だよりの第6号、抜粋でございまして、総務班長が説明いたしましたように、今月末発送予定でございます。前回、会長から掲載の指示検討を受けておりましたので、1ページを使いまして、このように5万世帯に今月中に配布いたします。

右上にございますように、住民のほうからはよく問い合わせが多いんですが、ごみ処理、し尿処理、消防業務などについて協議中ということでございまして、ただいま事務レベルの協議を開催しております。

基本的な考え方は、住民サービスを大切にすることと、現在の施設の有効活用を行う、この2つの視点で協議を進めております。

それから左のほうに表がございまして、非常に煩雑、見にくうございますが、この箱の左のほうに業務がございまして、消防、し尿処理など、介護、卸売市場、バス、上甕島バス企業団、いわゆる生活密着型の組合が11ございまして、それからその下に県町村会とございまして、これが7つございまして、本法定協が調整すべき一部事務組合は、合計18あるわけでございます。

そして右のほうに9市町村の構成で、川内市から鹿島村まで、構成する市町村に丸印がございまして、合わせましてその他の構成市町村として、例えば現時点でございましたら、川内地区消防組合の中の下甕村は法定協のメンバーではございませんので、調整すべき市町村の中に入っております。

申し上げたいのは、一部事務組合というのは、この法定協の構成市町村以外に、その他の構成市町村との綿密な協議が必要という意味で、説明申し上げます。

それからこの資料4の下から2段目でございまして、下から2段目の左のほうに、重要でございますので説明いたします。

括弧書きの中に、市町村合併にあたっての一部事務組合に係る協議の進め方でございます。

一部事務組合はひとつの地方公共団体であり、その執行責任者として管理者がおり、議決機関として構成市町村の首長や議会議員などで構成する組合議会があります。また、一部事務組合の構成市町村数を変えたり、解散したり、脱退にあたり財産を処分することになる場合は、構成市町村すべての議会での議決が法律により必要です。その後、県知事への届け出や県知事の許可が必要な場合がありますということで、基本的な公的な性格を書いてございます。

それから下段のほうの真ん中にございますが、何回も申し上げておりますけれども、下段の真ん中ほどに、一部事務組合の取扱いについての考え方でございます。

一部事務組合の取扱いの協議は、一部事務組合構成市町村、一部事務組合の管理者・組合議会、関係する法定合併協議会の慎重かつ十分な協議が必要で三重構造となります。しかもそれらの整合性がとれ合意を得る必要があります。

このようなことで、今月号の協議会だよりとして、9市町村の5万世帯13万人の皆様に配布して、理解を求めるものでございます。

最後にお願ひみたいになりますけれども、何回も申し上げますが、この一部事務組合の規約改正や財産処分等につきましては、構成市町村の全ての可決が必要でございますので、逆に申し上げますと、各市町村におかれましても法的な十分な検討と当局の議会のすり合わせをして、対外的な会議に臨んでいただくよう、さらにお願ひいたします。

それから今月協議会だよりを配布いたしますけれども、構成市町村が多く、非常に法的にも複雑でございますので、正確な法律の手順、協議の手順、それから現在の事務レベルの協議状況につきまして、各市町村でも住民の皆様にごんごん情報提供、広報して下さるよう、事務局から願ひいたします。

以上で事務の進捗の報告といたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

3番目の事務の進捗状況について、併せて4番目の9専門部会の進捗状況についてを一括して説明をいたしました。この件につきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

なしということでございます。ただいま一部事務組合等につきましても、事務局長のほうからお話をいたしましたとおり、一方的に管理者が解散とか宣言をしたり、借金分を繰り上げ償還したり、財産を無償で譲渡せよとかということではできないということでございますので、全部議会の皆さん方の議決をいただいて処理をしていかなければいけない。こういうことでございますので、これからサービス面については、どちらの組合もお互い協

力して、いろいろと支障のないように、これまでのように、合併は別々であっても、いろんなこういう一部事務組合でやっているような、生活に密着した事務事業については、お互い管理者同士、あるいは市町村同士で協議を進めて、一部事務組合だけの協議ではなくて、市町村の構成する団体等でも協議して、円満に対策を講じてまいりたいと存じますので、どうぞ広報誌ができてまいりますので、住民の皆さん方にもまたご説明をお願いしたいと存じます。

特別にないということでございますので、最後のその他、次回開催日程についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

満園健士郎事務局次長

資料の 25 ページでございます。

次回の会議等につきましては、そこに書いてございますように、第 9 回の幹事会を 7 月 3 日、1 時半から川内市で行います。それから 7 月 10 日は第 8 回協議会を串木野市シーサイドガーデンで開催予定でございます。それと同日で第 4 回の新市名称の小委員会を開催予定でございます。以上です。

森卓朗会長

ただいま次期開催日程等について説明いたしました、何かご意見等ございませんか。

田中良二事務局長

委員の皆様から特にご意見が出ないようでございますので、事務局のほうから最後に説明申し上げておきます。

本日の首長・議長会議から、あるいはこの法定協の開始早々から、枠組みのことが議論されておりますけれども、仮に今後の新しい法定協の設置の進捗の状況におきましては、ただいま次長が説明いたしました、7 月 3 日の助役・幹事会、7 月 10 日の法定協会議におきまして、現在の法定協をやむなく休止するかどうかにつきまして、審議、協議をお願いすることもあり得ますので、そのようなご理解で、次回の審議内容の事前予告ということで、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

森卓朗会長

説明をいたしましたとおりであります。

田島忠志委員

入来町の田島ですけれども、一言この法定協議会でお聞きしておきたいと思っております。

ども、実は商工会、地域の商工会の問題でございますが、商工会法が昭和 35 年に制定されて、今日まで来ているわけで、商工会はそれぞれ国県・市町村の補助でもって運営・指導を行っているところでございます。

このように合併になってまいりますと、商工会に対する考え方、この法定協議会の商工会に対する考え方をひとつお聞きしたいと思ひまして、お尋ねをするところでございます。

田中良二事務局長

商工会を含みます公共的な団体の取扱いにつきましては、前回の幹事会で協議をしております。これにつきましては、社会福祉協議会を除きまして、自治体合併に伴ひまして、合併の努力規定となっております。

先ほど申し上げましたように、ただいま助役レベルで、多くの 1,000 団体を超える公共的団体の一覧ができた段階でございます。7 月以降にこの取扱いについては協議をしていくということでございます。

理想的には合併時に公共的団体も一つに統括されることが望ましいということでございますが、法的には努力規定となっております。

森卓朗会長

社会福祉協議会は、1 市町村 1 団体ということになっておりますけれども、その他の協議会等については、公共的な団体等につきましては、合併までに一緒にいけないものもいろいろたくさんあると思ひます。そういうのはまた新しい市が発足してから、まとめをしていかなければならないところもあるだろうと。7 月以降に、今、田島委員のほうからのご質問がございました点等につきましては、作業を進めていくということでございますので、またおいおい報告を申し上げてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

他にございませんか。

ないようでございます。予定されました協議事項等につきましては、全部議了いたしました。皆さん方の大変なご協力によりまして、長時間ではございましたけれども、円滑に会議を進めることができました。ご協力に対しまして厚く御礼を申し上げます。

次回はまた 7 月 10 日ということでございます。どうかひとつまた万障お繰り合わせいたしまして、次の会議は特に大事な会議になるのではなからうかと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。一応、座長の役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは、これで第 7 回川西薩地区法定合併協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

会議録署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する

川西薩地区法定合併協議会会長